

中海・宍道湖・大山圏域災害時相互応援協定書

松江市、出雲市、安来市、米子市、境港市及び鳥取県西部町村会（以下「構成市町村」という。）は、構成市町村の行政区域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、被災した構成市町村が応急対策及び復旧活動を円滑に実施できるよう、法第8条第2項第12号の規定により、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- (6) 被災した児童、生徒等の一時受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する構成市町村（以下「要請市町村」という。）は、原則として、次に掲げる事項を明らかにした上、電話その他の方法により応援を要請し、後日、速やかに当該事項を記載した文書により提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、当該供給又は提供を必要とする物資、資機材、車両等の品名、規模、数量その他必要な事項
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、当該派遣を必要とする職員の職種、人員及び業務内容
- (4) 前条第5号及び6号に掲げる応援を要請する場合にあつては、受入人数その他必要な事項
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第3条 前条の規定により応援の要請を受けた構成市町村（以下「応援市町村」という。）は、これに速やかに応じるものとする。

2 構成市町村は、前条の規定による要請がない場合であっても、構成市町村及びその周辺市町村の被災状況等から応援の必要があると認めた場合は、自らの判断により自主応援活動を実施することができるものとする。この場合において、当該自主応援活動は、前条の規定による要請を受けて行ったものとみなす。

（費用の負担）

第4条 応援に要した費用は、原則として、要請市町村の負担とする。

2 要請市町村が前項の費用を支弁するいとまがないため、法第92条第2項の規定により当該費用の一時繰替え支弁の要請を行ったときは、応援市町村は、当該費用の一時繰替え支弁を行い、応援終了後、要請市町村に請求するものとする。

(防災連絡協議会)

第5条 構成市町村は、この協定で定める事項を確実、かつ、円滑に実施するため、防災連絡協議会を設置するものとする。

(実施細目)

第6条 この協定を実施するために必要な細目については、構成市町村が協議のうえ、別に定めるものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、構成市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、構成市町村の同意書の提出をもって、協定が成立したものとみなす。

平成25年7月23日

島根県 松江市

島根県 出雲市

島根県 安来市

鳥取県 米子市

鳥取県 境港市

鳥取県 西部町村会

[鳥取県西部町村会構成自治体]

日吉津村

大山町

南部町

伯耆町

日南町

日野町

江府町